子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行規則を公布する。 平成23年6月23日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 15 号

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行規則 (推進協議会の会長及び副会長)

- 第1条 京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会(以下「推進協議会」という。) に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代 理する。

(推進協議会の招集及び議事)

- 第2条 推進協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任 しないときの推進協議会は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 推進協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

- 第3条 推進協議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めると きは、部会を置くことができる。
- 2 部会の構成員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。

- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。 (部会の招集及び議事)
- 第4条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。
- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、前条第2項各号に掲げる者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した前条第2項各号に掲げる者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を推進協 議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 推進協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、平成23年6月24日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)